No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
2	高経年化した発電用原子炉に関する安全	<制度改正>
	規制	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
		(昭和 32 年法律第 166 号) 第 43 条の 3 の 32 に規定されて
		いる発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定さ
		れ、その期間が原子力規制委員会の判断の対象ではなくなっ
		た場合でも高経年化した発電用原子炉について引き続き厳
		格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず
		必要な安全規制を実施できるように同法の規定を見なおす
		「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るた
		めの電気事業法等の一部を改正する法律案」を令和5年2月
		28日に閣議決定した。